

最高裁秘書第3579号

令和7年11月10日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮詢については、令和7年10月31日に答申（令和7年度（最情）答申第45号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号 令和6年度（最情）諮詢第66号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年3月19日（令和6年度（最情）諮詢第66号）

答申日：令和7年10月31日（令和7年度（最情）答申第45号）

件名：新任の地家裁所長に対し、最高裁判所に赴いて所長レクを受けるように連絡した際の文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

新任の地家裁所長に対し、最高裁に赴いて所長レクを受けるように連絡した際の文書（直近の事例に関するもの）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年1月27日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所事務総局勤務経験のある元裁判所書記官が書いた書籍に「各地裁や家裁の所長が交代となつた場合は、新任となる所長が最高裁に出向いて、各部署から現在の裁判所の様々な状況についてレクチャーを受けるという儀式のようなものがあり、それは「所長レク」と呼ばれています。」、「最高裁内部の放送では、所長の交代人事があると、その都度アナウンスがされていました。」と記載があることからすれば、本件開示申出文書は存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。

2 苦情申出人は、特定の書籍に記載された内容から本件開示申出文書は存在する旨主張するが、最高裁判所において新任地家裁所長へのレクを実施する場合、その伝達に際し司法行政文書を作成する必要はなく、実際にも本件開示申出文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年3月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 審議
- ④ 同年10月3日 審議
- ⑤ 同月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、最高裁判所において新任地家裁所長へのレクを実施する場合、その伝達に際し司法行政文書を作成する必要はなく、実際にも本件開示申出文書を作成又は取得していないことを説明する。当委員会庶務を通じて確認したところ、新任地家裁所長へのレクは慣例として事実上行われているものであって指示文書等は存在せず、また、日程等は電話による口頭での連絡等で足りることから、司法行政文書は作成されていないことが確認された。このような実情に照らし、上記説明に特段不合理な点は認められない。

また、苦情申出人が指摘する資料を見ても、本件開示申出文書の存在を前提とした記載はなく、他に本件開示申出文書の保有をうかがわせる事情も認められない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋 橋 高 長 員 員 委

子 雅 戶 長 員 委

裕 神 川 員 委